

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県ハンドボール協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を山口県岩国市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、山口県内各ハンドボール愛好者並びに団体を代表し、この競技の健全な振興を図り、併せて文化の進展と人間形成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 各種大会及び講習会の開催並びに運営委託
- (2) ハンドボールの普及、宣伝及び指導
- (3) ハンドボールに関する調査研究及び競技力の向上
- (4) 選手、指導者及び審判員の育成並びに登録
- (5) 山口県代表選手の選定及び派遣
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち1名を理事長、2名以内を副会長、10名以内を常任理事、1名を事務局長とする。また、必要な場合、理事以外の者を名誉会長、顧問及び特任副会長とすることができる。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常任理事は、理事会の決議によって、また、副会長（特任副会長を含む）及び事務局長は、会長が定める。ただし設立時代表理事は、定款によって選定する。

(理事の職務権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長及び副会長以外の理事は当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、会計担当者が理事であるときは必ず常勤とし、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において決定した額を報酬等として支払うことができる。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が役員の中員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第40条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐 倉 弘之甫

設立時理事 加 藤 晃

設立時理事 飯 島 浩 太

設立時監事 黒 河 浄 二

山口県岩国市川西一丁目11番11号

設立時代表理事 佐 倉 弘之甫

2 設立時理事の任期は、設立後最初に行われる社員総会の終結時までとする。

3 前項の社員総会にて設立時理事の後任として選任される理事は、別に定める役員候補者選考委員会の選定した役員候補者の中から選任する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 山口県岩国市川西一丁目11番11号

設立時社員 佐倉弘之甫

住 所 山口県岩国市錦見六丁目3番26号

設立時社員 加藤晃

住 所 山口県山口市大内千坊五丁目8番17号

設立時社員 飯島浩太

住 所 岩国市麻里布町七丁目 6 番 2 5 号
設立時社員 黒河浄二

(法令の準拠)

第 4 2 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人山口県ハンドボール協会設立のため、設立時社員佐倉弘之甫外 3 名の定款作成代理人司法書士山本浩司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 3 年 3 月 2 2 日

定款作成代理人

山口県岩国市岩国二丁目 4 - 7
司法書士 山本浩司